

資料３－５ 情報公開等に係る要領 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
3. 各委員会の情報公開 (2) 各委員会を非公開とする場合 各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。 a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合 なお、審議を非公開とする場合には、議決権の３分の２以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。	3. 各委員会の情報公開 (2) 各委員会を非公開とする場合 各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。 a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。 なお、審議を非公開とする場合には、議決権の３分の２以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。	脱字につき修正するものである。